

# 公契約条例の全国動向について

—2019 年度末時点における賃金条項の現段階—

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 研究員 野口 鉄平

## はじめに

行政と民間事業者（企業・NPOなど）の間で締結する契約（以下、「公契約」）に関連する条例として、2008 年に山形県公共調達基本条例が制定され、2009 年には千葉県野田市において公契約の下で働く者に支払われるべき賃金の最低額（以下、「下限額」）を規定する公契約条例が制定された。以降、全国各地の自治体で公契約に関する条例が制定され、管見の限りでは 2020 年 3 月末時点で計 61 を数える。

本稿では、全国の自治体における公契約に関する条例の制定状況を確認した上で、賃金条項に焦点を当て、その特徴と傾向を明らかにするとともに、今後の課題を提示したい。

## 1. 公契約条例と公契約基本条例

本稿では、公契約に関する条例のうち、下限額を規定する条項（以下、「賃金条項」）を含む条例を「公契約条例」、賃金条項を含まず、公契約のあり方を規定した条例を「公契約基本条例」（以下、「基本条例」）と定義する。2020 年 3 月末までに全国各地の自治体で制定された 61 の条例を分類すると、公契約条例 24、基本条例それぞれ 37 となっている。

## 2. 制定条例の傾向分析

公契約に関する条例を制定年別に整理し、制定条例数の推移をみたのが図表 1 である。2008 年に基本条例、2009 年に公契約条例が制定されて以降、毎年条例が制定されている。公契約条例は 2011 年から 2015 年にかけて複数の自治体で制定されてきており、近年は基本条例の制定が多くみられる。

次に、制定条例を地方別に整理したのが図表 2 である。関東地方が 19 条例と最も多く、中部地方が 17 条例、近畿地方が 12 条例と続いている。地方別に条例制定数の違いはあるが、全国各地で制定され、近年は関東地方と中部地方での制定数が多くなっている。公契約条例 24 条例のうち、約 7 割にあたる 17 条例が関東地方で制定されている。基本条例の制定が最も多いのは中部地方で、15 条例が制定されている。

都道府県別にみると、東京都、愛知県（各 11 条例）、兵庫県（5 条例）、岐阜県（4 条例）、岩手県、神奈川県（各 3 条例）、秋田県、埼玉県、千葉県、三重県、京都府、奈良県（各 2 条例）、北海道、福島県、群馬県、石川県、長野県、和歌山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、沖縄県（各 1 条例）と 23 都道府県の自治体で条例が制定されている。

図表 1 制定条例数の推移

| 制定年   |    | 公契約条例                 |     | 基本条例                          | 計   |
|-------|----|-----------------------|-----|-------------------------------|-----|
| 2008年 |    |                       | 1   | 山形県                           | 1   |
| 2009年 | 1  | 野田市                   |     |                               | 1   |
| 2010年 | 1  | 川崎市                   | 1   | 江戸川区                          | 2   |
| 2011年 | 2  | 多摩市、相模原市              | ※1  | 高知市                           | 3   |
| 2012年 | 3  | 渋谷区、国分寺市、厚木市          |     |                               | 3   |
| 2013年 | 2  | 足立区、直方市               | 2   | 前橋市、秋田市                       | 4   |
| 2014年 | ※5 | 千代田区、三木市、草加市、高知市、世田谷区 | 4   | 長野県、奈良県、四日市市、大和郡山市            | 9   |
| 2015年 | 4  | 我孫子市、加西市、加東市、豊橋市      | 3   | 岐阜県、岩手県、京都市                   | 7   |
| 2016年 | 1  | 越谷市                   | 7   | 大垣市、加賀市、愛知県、丸亀市、尼崎市、旭川市、郡山市   | 8   |
| 2017年 | 1  | 目黒区                   | 7   | 碧南市、湯浅町、花巻市、尾張旭市、由利本荘市、津市、高山市 | 8   |
| 2018年 | 2  | 日野市、豊川市               | 7   | 向日市、大府市、沖縄県、田原市、北上市、庄原市、丹波篠山市 | 9   |
| 2019年 | 1  | 新宿区                   | 2   | 豊明市、岡崎市                       | 3   |
| 2020年 | 1  | 杉並区                   | 3   | 岐阜市、西尾市、東郷町                   | 4   |
| 合計    | 24 |                       | ※38 |                               | ※62 |

※2020年3月現在。高知市は2011年12月に基本条例を制定後、2014年9月の条例改正により公契約条例の内容となった。条例制定を基本条例、条例改正を公契約条例の集計に含めているため、集計上、基本条例の合計は38、全条例の合計は62となる（2020年3月末時点の基本条例の実数は計37、全条例の実数は計61）。

制定条例を自治体区分別に整理すると、都道府県7、政令市3、中核市9、市区40、町2となっている。内訳については、公契約条例が政令市2、中核市3、市区19、基本条例が都道府県7、政令市1、中核市6、市区21、町2となっており、都道府県および町村では公契約条例は未だ制定されていない。

### 3. 賃金条項の現段階

公契約条例においては、下限額を設定する規定のほか、それが適用される公契約の範囲、下限額の算定で勘案する基準、必要な手続き、実効性を担保するための措置などが定められる。以下、賃金条項を含む24の公契約条例の傾向と特徴について整理する。

図表 2 地方別条例制定数

| 地方   | 公契約条例 | 基本条例   | 計      |
|------|-------|--------|--------|
| 北海道  | 0     | 1      | 1      |
| 東北地方 | 0     | 7(3)   | 7(3)   |
| 関東地方 | 17(4) | 2      | 19(4)  |
| 中部地方 | 2(1)  | 15(10) | 17(11) |
| 近畿地方 | 3     | 9(4)   | 12(4)  |
| 中国地方 | 0     | 1(1)   | 1(1)   |
| 四国地方 | 1     | 1      | 2      |
| 九州地方 | 1     | 1(1)   | 2(1)   |
| 合計   | 24(5) | 37(19) | 61(24) |

※2020年3月末現在。括弧内は直近3年間（2017年以降）の条例制定数。

#### (1) 条例が適用される公契約の範囲

条例が適用される公契約の範囲について、一般に公共工事と業務委託、指定管理が適用

対象となっている（図表3）。ただし、すべての事業に下限額が適用されるのではなく、各自治体が設定する一定の予定価格を上回る事業に限って適用されている<sup>(1)</sup>。

### ①公共工事

下限額の適用対象となる公共工事については、最も低い新宿区で2,000万円以上、最も高い川崎市で6億円以上に設定されている。内訳は2,000万円以上が1自治体、3,000万円以上が1自治体、4,000万円以上が1自治体、5,000万円以上が7自治体、9,000万円以上が1自治体、1億円以上が7自治体、1億5,000万円以上が4自治体、1億8,000万

円以上が1自治体、6億円以上が1自治体である<sup>(2)</sup>。

### ②業務委託

業務委託においては、最も低い相模原市および高知市で500万円以上、最も高い足立区では9,000万円以上が適用対象となっている。金額別にみると、500万円以上を対象とするのが2自治体、1,000万円以上が17自治体、2,000万円以上が2自治体、3,000万円以上が1自治体、9,000万円以上が1自治体となっている<sup>(3)</sup>。

草加市、世田谷区、新宿区の3自治体は一定金額を上回る業務委託すべてを適用対象

図表3 公契約条例の適用範囲

| 自治体名 | 公共工事           | 業務委託        | 指定管理        |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 野田市  | 4,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | ○           |
| 川崎市  | 6億円以上          | ※ 1,000万円以上 | ○           |
| 多摩市  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | △           |
| 相模原市 | 1億円以上          | ※ 500万円以上   | 500万円以上     |
| 渋谷区  | 1億円以上          | ※ 1,000万円以上 | △           |
| 国分寺市 | 9,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | ※ 1,000万円以上 |
| 厚木市  | 1億円以上          | ※ 1,000万円以上 | △           |
| 足立区  | 1億8,000万円以上    | ※ 9,000万円以上 | △           |
| 直方市  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | ※ 1,000万円以上 |
| 千代田区 | 1億5,000万円以上    | ※ 3,000万円以上 | ○           |
| 三木市  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | 1,000万円以上   |
| 草加市  | 1億5,000万円以上    | 1,000万円以上   | 1,000万円以上   |
| 高知市  | 1億5,000万円以上    | ※ 500万円以上   | ○           |
| 世田谷区 | 3,000万円以上      | 2,000万円以上   | 2,000万円以上   |
| 我孫子市 | 1億円以上          | ※ 2,000万円以上 | 2,000万円以上   |
| 加西市  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | ※ 1,000万円以上 |
| 加東市  | 1億円以上          | ※ 1,000万円以上 | △           |
| 豊橋市  | 1億5,000万円以上    | ※ 1,000万円以上 | ◆ 1,000万円以上 |
| 越谷市  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | 1,000万円以上   |
| 目黒区  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | △           |
| 日野市  | 1億円以上          |             |             |
| 豊川市  | 総合評価入札および1億円以上 | ※ 1,000万円以上 | ◆ 1,000万円以上 |
| 新宿区  | 2,000万円以上      | 1,000万円以上   | ○           |
| 杉並区  | 5,000万円以上      | ※ 1,000万円以上 | ○           |

※2020年3月末現在（公布年月日順）、自治体ウェブサイトの情報をもとに筆者作成。

※欄内の※印は表記の予定価格を上回る事業のうち、首長等または規則で定めるものに限り賃金条項を適用。

※指定管理欄内の△印は首長等または規則で定めるものに限り賃金条項を適用、◆印は表記の予定価格を上回る公募事業に限り適用。

としているが、それ以外の自治体は一定金額を上回る業務のうち、特定の業務に限って適用対象としている。

下限額の適用対象とする業務を具体的にみると、施設清掃を対象とする自治体が17と最も多く、多い順に、学校給食調理14自治体、施設警備12自治体、受付案内9自治体、施設・設備の運転管理、電話交換各8自治体、廃棄物等収集・運搬6自治体、施設の管理運営5自治体、施設・設備の保守点検、窓口業務、駐車場管理各4自治体、屋外清掃、車両運行、街路樹の維持管理、剪定・雑草・資源物等処分各3自治体、電算関連業務、廃棄物処理施設の運転管理、草花・樹木管理、学校給食運搬、保育施設の運営、学童保育施設の運営各2自治体が対象となっている。このほか、管理業務、相談支援、料金徴収、人材派遣、外国語指導、高齢者支援、障がい者支援、食堂、ファミリー・サポート事業、移動図書館、プール開放、体育大会の運営が各1自治体で対象とされており、さまざまな業務が下限額の適用対象となっている。

適用対象とする業務を限定していない3自治体を除き、1自治体あたりの適用対象業務の種類が最も多いのは我孫子市の17業務で、野田市、越谷市が9業務、多摩市、直方市、千代田区が8業務、川崎市、相模原市、厚木市、三木市、豊橋市が7業務、豊川市が6業務、高知市、加西市、加東市が5業務などとなっており、いずれの業務を適用対象とするかは、自治体ごとに違いがみられる。

### ③指定管理

指定管理については、①すべての指定管理協定を対象とする6自治体のほか、②一定金額以上の協定を対象とする6自治体、③金額を問わず、首長等が必要と認める施設のみを対象とする6自治体、④一定金額以上

の協定のうち、首長等が必要と認める施設のみを対象とする3自治体、⑤一定金額以上の公募により指定管理者を選定した施設の協定のみを対象とする2自治体がある。

### (2) 下限額の名称

各公契約条例における下限額の名称をみると、「労働報酬下限額」が15条例、「労務報酬下限額」が4条例、「労働賃金基準額」、「作業報酬下限額」、「賃金の最低額」、「最低額」、「賃金下限額」が各1条例となっている。

### (3) 下限額の算定基準

下限額算定の際に勘案する基準は自治体によって異なり、いかなる基準を採用するかは多くの場合、条例、施行規則のいずれかに明示されている。

公共工事に関しては、すべての自治体で農林水産省および国土交通省が工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（以下、「設計労務単価」）が採用されている。

業務委託および指定管理（以下、「業務委託等」）に関しては、地域別最低賃金、自治体職員の給与を基準に挙げる条例が各14自治体と最も多く、生活保護水準、当該業務の標準的賃金が各5自治体、建築保全業務労務単価が2自治体、賃金構造基本統計調査、国民生活基礎調査が各1自治体で採用されているほか、その他の公的機関が定める基準などが9自治体で勘案されている。

自治体職員の給与を勘案する場合、正規職員（行政職・現業職のいずれか）の初任給を勘案する自治体と会計年度任用職員の時給額を勘案する自治体がある。2020年度の下限額設定にあたって自治体職員の給与を勘案した14自治体のうち、正規職員（高卒初任給など）の給与を勘案したのは10自治体、会計年度任用職員の時間給を勘案したのは5

自治体であった（1自治体は正規職員と会計年度任用職員の両方の給与を勘案）。

#### (4) 下限額の設定

##### ①公共工事

2020年度の下限額をみると、公共工事においては設計労務単価<sup>4)</sup>の75%から91%の金額が設定されている（図表4）。具体的には、91%を採用したのは川崎市の1自治体、90%は草加市、越谷市、新宿区、目黒区、渋谷区、足立区、国分寺市、多摩市、相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市の13自治体、88%は千代田区の1自治体、85%は野田市、世田谷区、日野市の3自治体、80%は我孫子市、豊橋市、高知市、直方市の4自治体、75%は豊川市の1自治体であった。このうち、前年度よりも比率を引き上げた自治体は2自治体で、豊橋市は77%から80%、千代田区は87%から88%へそれぞれ引き上げた。

豊橋市では、条例が施行された2016年当初、市内で最も多い小企業の若年層の数値を参考に、「事業者にとって無理のない範囲」として75%が採用されたが、施行から2年を経て2018年度に77%へ引き上げられた。さらに、人材不足が続いており、実際の支払報酬の方が下限額より高く、事業者への影響も小さいとして、2020年度に80%へ引き上げられた。

千代田区では、2017年度まで85%が採用されていたが、2018年度以降、1%ずつ引き上げられ、2020年度に88%へ引き上げられた。

##### ②業務委託・指定管理

業務委託等について、業種別・職種別に下限額を設定しているのは野田市、多摩市、国分寺市、足立区、千代田区の5自治体である。これら自治体の業種別・職種別下限額は図表5のとおりである。たとえば、野田市の

図表4 公共工事の下限額（2020年度）

| 下限額水準 | 自治体名  |
|-------|---|
| 91%   | 川崎市   |
| 90%   | 草加市、越谷市、新宿区、目黒区、渋谷区、足立区、国分寺市、多摩市、相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市 |
| 88%   | 千代田区  |
| 85%   | 野田市、世田谷区、日野市  |
| 80%   | 我孫子市、豊橋市、高知市、直方市                                      |
| 75%   | 豊川市   |

公共工事設計労務単価に対する比率。

場合、公契約条例が適用される公契約の業務内容に応じた賃金等の最低額（5種類）および市長が適用労働者の職種ごとに定める最低額（13職種）を設定している。

18自治体においては、職種等を問わず同一の金額が適用対象業務の従事労働者に適用されている。具体的にみると、世田谷区1,130円、渋谷区1,118円、千代田区1,095円※、目黒区1,070円、足立区1,060円、相模原市1,059円、川崎市1,056円、新宿区1,050円、多摩市1,046円※、厚木市1,045円、越谷市985円、草加市954円、豊橋市941円、三木市940円、豊川市936円、我孫子市927円、加西市920円、加東市920円、直方市897円、高知市849円となっている（いずれも2020年度、1時間あたりの金額、※は職種別下限額が設定されていない職種に適用）。

2019年度と比較して平均33.6円増加しており、最も増加したのは渋谷区の99円増で、世田谷区60円増、川崎市31円増、目黒区、足立区、相模原市、三木市、高知市、加西市、加東市30円増、我孫子市、厚木市29円増、豊橋市28円増、千代田区26円増と、計13自治体で地域別最低賃金の引き上げ額を上回る下限額の引き上げが図られた。

図表5 業種別・職種別下限額（2020年度）

| 自治体名                | 職 種  | 下限額     |
|---------------------|--|---------|
| 野田市                 | ・ 施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約                               | 1,660 円 |
|                     | ・ 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約                                 | 1,660 円 |
|                     | ・ 施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約     | 978 円   |
|                     | ・ 施設の電話交換、受付及び案内に関する契約                                 | 1,032 円 |
|                     | ・ 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。） | 1,240 円 |
|                     | ・ 事務員補助  | 978 円   |
|                     | ・ プラント保安要員   | 1,660 円 |
|                     | ・ 中央操作員  | 1,660 円 |
|                     | ・ 重機オペレータ  | 1,660 円 |
|                     | ・ 計量業務員  | 978 円   |
|                     | ・ プラットホーム作業員   | 1,240 円 |
|                     | ・ 手選別作業員   | 985 円   |
|                     | ・ 手選別作業員（障がい者等）  | 地域別最賃額  |
|                     | ・ 清掃作業員  | 978 円   |
|                     | ・ 除草作業員  | 978 円   |
| ・ 給食調理員             | 978 円  |         |
| ・ 給食配膳員             | 978 円  |         |
| ・ 給食配送員（運搬員）        | 1,051 円  |         |
| ・ 給食設備管理員           | 1,660 円  |         |
| 多摩市                 | ・ 公園管理業務   | 1,053 円 |
|                     | ・ 施設の樹木管理業務  | 1,053 円 |
|                     | ・ 法面維持管理業務   | 1,053 円 |
|                     | ・ 街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く）                            | 1,060 円 |
|                     | ・ 下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）（下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）  | 1,328 円 |
|                     | ・ 可燃物等の収集運搬業務  | 1,073 円 |
|                     | ・ 学校給食センター調理等業務委託                                      | 1,080 円 |
|                     | ・ 学校給食配送業務委託   | 1,080 円 |
|                     | ・ 学校給食配膳業務委託   | 1,050 円 |
|                     | ・ 上記以外の業務・指定管理協定                                       | 1,046 円 |
| 国分寺市                | ・ 施設の設備若しくは機器の運転又はそれらの管理に関する契約                         |         |
|                     | ・ 設備の保守点検  | 1,047 円 |
|                     | ・ 施設・設備の管理（運転等）  | 1,036 円 |
|                     | ・ 施設の管理（受付等（電話交換・自転車駐車場管理含む））                          | 1,036 円 |
|                     | ・ 施設の清掃に関する契約  |         |
| ・ 施設の清掃             | 1,036 円  |         |
| ・ 資源物等の収集及び運搬に関する契約 |  |         |
| ・ ごみ収集・運搬           | 1,036 円  |         |
| 足立区                 | ・ 保育士  | 1,160 円 |
|                     | ・ 保育士以外の職種   | 1,060 円 |
| 千代田区                | ・ 警備員  | 1,364 円 |
|                     | ・ 保全管理員  | 1,826 円 |
|                     | ・ 清掃員  | 1,113 円 |
|                     | ・ 介護職  | 1,103 円 |
|                     | ・ 栄養士  | 1,431 円 |
|                     | ・ 保健師  | 1,471 円 |
|                     | ・ 看護師  | 1,471 円 |
|                     | ・ 上記以外   | 1,095 円 |

下限額の増減率平均の推移をみると、2012年+0.7%、2013年+0.4%、2014年+0.6%、2015年+1.3%、2016年+1.3%、2017年+2.7%、2018年+2.9%、2019年+2.7%、2020年+3.4%で推移しており、引き上げ率は上昇傾向にある。

2020年度の下限額を当該地域における地域別最低賃金（2019年10月改定）と比較すると、最も開きがあったのは世田谷区の117円で、渋谷区105円、越谷市、高知市59円、目黒区57円、直方市56円と、6自治体で50円以上の開きがあった（図表6）。一方、我孫子市は4円、豊川市は10円、豊橋市は15円しか開きがなかった。これら3自治体では公共工事、業務委託、指定管理のいずれにおいても下限額が低く抑えられている。職種別に下限額を設定していない18自治体の下限額は地域別最低賃金の100.4%から111.5%、平均104.7%の金額となっており、このうち、地域別最低賃金を勘案して下限額を設定している9自治体の下限額は地域別最低賃金の100.4%から106.4%、平均103.1%の金額となっている。

最低賃金については2007年の最低賃金法の改正により労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性を図ることが明記され、ここ数年、10～20円台、2～3%程度の最低賃金の引き上げが続いている。業種別・職種別に下限額を設定していない18自治体における2020年の下限額の引き上げ額をみると、地域別最低賃金が2019年10月改定で平均27.9円引き上げられたのに対し、下限額の引き上げは平均33.6円と地域別最低賃金の引き上げ額を上回った。しかし、今年新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中小企業の経営が悪化しているため、地域別最低賃金は前年度の水準が維持される可能性がある。例年であれば、10月頃に実施される

図表6 業務委託の下限額と地域別最低賃金の比較

| 自治体名 | 下限額        | 最賃         | 最賃比 |
|------|------------|------------|-----|
| 世田谷区 | 1,130(+60) | 1,013(+27) | 117 |
| 渋谷区  | 1,118(+99) | 1,013(+27) | 105 |
| 越谷市  | 985(+25)   | 926(+25)   | 59  |
| 高知市  | 849(+30)   | 790(+25)   | 59  |
| 目黒区  | 1,070(+30) | 1,013(+27) | 57  |
| 直方市  | 897(+20)   | 841(+25)   | 56  |
| 相模原市 | 1,059(+30) | 1,011(+27) | 48  |
| 足立区  | 1,060(+30) | 1,013(+27) | 47  |
| 川崎市  | 1,056(+31) | 1,011(+27) | 45  |
| 三木市  | 940(+30)   | 899(+27)   | 41  |
| 新宿区  | 1,050(-)   | 1,013(+27) | 37  |
| 厚木市  | 1,045(+29) | 1,011(+27) | 34  |
| 草加市  | 954(+14)   | 926(+27)   | 28  |
| 加西市  | 920(+30)   | 899(+27)   | 21  |
| 加東市  | 920(+30)   | 899(+27)   | 21  |
| 豊橋市  | 941(+28)   | 926(+27)   | 15  |
| 豊川市  | 936(+26)   | 926(+27)   | 10  |
| 我孫子市 | 927(+29)   | 923(+27)   | 4   |

単位：円。下限額は2020年4月、地域別最低賃金は2019年10月改定後の金額。括弧内は前年比。杉並区の下限額は、原稿執筆時点で未発表。

地域別最低賃金の引き上げにより、下限額が最低賃金を下回る自治体が散見されるが、地域別最低賃金の水準が据え置かれることになった場合は、2021年度の下限額水準をめぐる議論にも影響を与えることが予想される。

最低賃金と比較して100円以上高い下限額を設定しているのは、世田谷区と渋谷区の2自治体である。これらの自治体では、どのような考え方に基づいて、下限額が設定されているのであろうか。

世田谷区の労働報酬専門部会は、業務委託の下限額について、官製ワーキングプアの解消および公共サービスの適正な品質確保に必要な水準に設定すべきとの基本的な考え方に立った上で、同一労働同一賃金原則および区役所の仕事であることを踏まえ、区職員の高卒初任給の相当額をベースとした目標水準を設定している。2021年度にこれに到達する

ことを目標に、2020年度下限額は、2019年4月適用の区職員高卒初任給の相当額である1,130円とすべきとの意見が同部会から示され、これに基づいて2020年度下限額が同額に設定された。

#### 4. 議論の深化に向けての課題

公契約条例および基本条例を制定している61自治体のうち、35自治体が公契約や下限額のあり方などを審議する機関を設置している。これら審議会における議論の深化に向けての課題を指摘したい。

1つは下限額のあり方である。公共工事においては、下限額設定の拠り所となっている設計労務単価の政策的な引き上げにより、下限額の水準も一定の引き上げが図られてきている。その一方、実際に支払われている賃金が高く、下限額の間には大きな乖離があることも指摘されており、労働市場における賃金水準を踏まえた検討が求められよう。

一方、業務委託等においては、一律の下限額を設定する自治体が多く、職種別下限額の導入は一部の自治体にとどまっている。リビング・ウェイジ（生活賃金）の保障の観点からは、下限額水準の向上が求められる。また、人材不足への対処、サービスの質の確保・向上といった課題に対応していくには、一律の下限額では限界があるといえ、職種別下限額の導入が必要不可欠であろう。

2つは自治体施策と連動した議論の必要性である。サービスの質の確保・向上とその担い手の確保のためには、必要とされるサービスの質とそれに見合った賃金水準の検討が求められる。つまり、住民がどのようなサービスを必要とし、それを提供するにはいかなる人材が必要で、そうした人材を確保するためにはどの程度の賃金水準が求められるのかを自治体として検討していくことが必要である。

業務委託や指定管理者など、公共サービス供給を民間が担う場合、自治体はサービスの購入者になることを意味する。しかし、その場合も、住民に対するサービスの供給責任は自治体にあることを忘れてはなるまい。公共サービス供給に占める民間の割合が増加しつつある中、自治体がそうした責任を果たしていくため、公契約に関する審議会には、自治体施策と連動した公契約、賃金水準のあり方に関する議論が期待されているというべきではなかろうか。

3つは情報公開である。公契約条例の適用範囲や下限額の設定には、自治体の考え方や意図が反映されている。したがって、それらがどのような議論や検討を経て、何を根拠に決定されたのかを住民や事業者、労働者らに説明し、理解を得ることが必要不可欠である。しかし、現状では、議論内容が把握できる形で会議録や会議資料を公開している自治体は一部に限られる。公共サービスの現場が抱える課題とそのための施策とその考え方を説明し、住民や利害関係者の理解を得ながら、好循環へとつなげていくことが肝要である。

(注)

- (1) 公契約条例適用事業数をみると、たとえば、多摩市の場合、2019年度は業務委託79件、公共工事20件、指定管理7件が条例の対象案件となっている（2019年度第1回公契約審議会資料）。
- (2) 千代田区では、2025年度までに1億5000万円から1億円へと、段階的に公共工事の条例の対象範囲が拡大される予定である。
- (3) 千代田区では、2025年度までに3,000万円から2,000万円へと、段階的に業務委託の条例の対象範囲が拡大される予定である。
- (4) 設計労務単価は8年連続で引き上げられており、全51職種の全国加重平均値は2020年度20,214円（昨年度比2.5%、2012年度比51.7%の伸び）となっている。